

宇和島市公共サインガイドライン策定業務プロポーザル審査委員会 評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点	
全体評価	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあり、主要課題や検討課題の対応が的確にまとめられているか。	5	
提案内容	ガイドラインの計画策定・提案	ガイドライン全般について、良好な景観形成を図る提案がなされているか。	10	60
		公共サインの設置ルールについて、施設利用の円滑化、安全性確保を図る提案がなされているか。	10	
		公共サインのデザインについて、ユニバーサルデザインの観点から、誰もが分かりやすいデザインの開発ができているか。	15	
		宇和島市のブランディングにつながるガイドラインを策定することができる企画力と創造性があるか。	15	
	独自提案	提案事業者のノウハウや知識等を活かした創意工夫が見られ、提案者の取り組み意欲が感じられる提案であったか。	10	
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5	10
	作業工程	各工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされているか。	5	
業務実績	類似業務実績	本業務を請け負うに足る同種・類似業務の豊富な受託実績を有しているか。	10	
経費	価格評価	$15 \text{点} \times \text{提案者のうち最も低い見積価格} \div \text{提案者の見積価格} = \text{得点}$ ※小数点以下切り捨て ※提案が1者のみの場合は9点	15	

2 評価の方法について

(1) 審査委員個別点数の配点方法（持ち点1名あたり100点）

評価	配点割合の目安	配点 15	配点 10	配点 5
優れている	100%	15	10	5
やや優れている	80%	12	8	4
普通	60%	9	6	3
やや劣っている	40%	6	4	2
劣っている	20%	3	2	1

(2) 評価の方法について

- ①各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ②各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。